



募集

意見募集（パブリックコメント）

①第2次小林市総合計画後期基本計画（案）

令和4年度から7年度までを計画期間とする「第2次小林市総合計画後期基本計画（案）」への意見を募集します。

◆総合計画とは

総合計画は、本市のまちづくりを総合的かつ計画的に運営する指針となるもので、市の最上位計画です。市のまちづくりの目標を長期的な視点で掲げる計画である「基本構想」と、基本構想に定めた目標を達成するために行政の責務を具体化した「基本計画」からなります。

②小林市地域

公共交通計画（案）

少子高齢化や人口減少の進行、自家用車の普及などにより、公共交通機関の利用者数は減少傾向が続いています。そのような中、きめ細やかで持続可能な地域公共交通の

確保を目指す「小林市地域公共交通計画（案）」への意見を募集します。

①・②共通事項

◆募集期間

12月15日（水曜）
～令和4年1月14日（金曜）

◆閲覧場所

市ホームページ、情報公開室（本庁舎総務課）、企画政策課、須木庁舎住民生活課、野尻庁舎地域振興課、西小林出張所、紙屋出張所

◆応募方法

所定の意見等提出書に必要事項を記入し、直接持参、郵便、ファックス、電子メールで応募ください。

●問・企画政策課

TEL 23・0456

FAX 25・1037

Mail k_kikaku

@city.kobayashi.g.jp

小林市地域福祉計画・

地域福祉活動計画（案）

現在の小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画が今年度（令和3年度）をもって計画期間終了することから、令和4年度から5年間の計画期

間とする「小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）」への意見を募集します。

この計画はこれからの地域における保健福祉に関する活動などを積極的に推進していくための指針となります。

◆募集期間

12月16日（木曜）
～令和4年1月18日（火曜）

◆閲覧場所

市ホームページ、情報公開室（本庁舎総務課）、福祉課、須木庁舎住民生活課、野尻庁舎住民生活課、西小林出張所、紙屋出張所

◆応募方法

所定の意見等提出書に必要事項を記入し、直接持参、郵便、ファックス、電子メールで応募ください。

●問・福祉課

TEL 23・0111

FAX 23・4934

Mail k_fukushi

@city.kobayashi.g.jp

市立病院の産婦人科診療継続

市立病院産婦人科は、12月未での休診を決定していましたが、このたび、宮崎大学医学部附属病院、宮崎県立宮崎病院と宮崎県の支援により、令和4年1月から、週1回の非常勤医師派遣による外来診療を継続します。

◆診療内容

①妊婦健診（健診のみで分娩は行いません。）
②婦人科外来（基本は現在通院中の患者。新規の患者は専門医の判断による対応。）

◆実施時期

令和4年1月7日（金曜）から開始。原則毎週金曜日。

・宮崎大学医学部附属病院

9時～17時

・宮崎県立宮崎病院

9時～16時

◆その他

受診希望者は、電話で予約をお願いします。

●申・問

・市立病院地域医療連携室
TEL 23・8225

※平日8時30分～17時

歯科衛生士の復職支援相談会

歯科衛生士の資格を有しており、歯科医療機関への復職をお考えの方を対象に復職支援相談会を実施します。

◆日時

令和4年1月22日（土曜）
15時～17時

◆場所

小林中央公民館

◆相談料 無料

◆申込方法

参加希望者は前日までに事務局へ予約申し込みを行ってください。

◆その他

・参加者にはパールリボングッズを進呈

●申・問

・宮崎県歯科医師会事務局
TEL 0985・29・0055



「小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の表紙絵を募集

市では、これからの地域の保健福祉に関する活動を積極的に推進していくための指針となる5年に1度の「小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しています。

そこで、市の地域福祉について関心を持ち、考えるきっかけづくりを目的として、計画冊子の表紙をかざるイラストを募集します。たくさん応募をお待ちしています！

◆応募対象

未就学児から大人まで、市内在住、在学、在勤者であれば誰でも応募可能です。

◆作品テーマ

「ともにつながり合い、安心して笑顔で暮らせる福祉のまちづくり」

※市の地域の福祉の考え方に沿ったイラストを募集します。

◆募集期間

12月15日（水曜）～令和4年1月11日（火曜）

◆応募方法

・描画材料は自由で、四つ切

りかB3版の白色の画用紙にたて向きで描いてください。

・応募作品貼付票に必要事項を記入して作品の裏側に貼付し、福祉課窓口持参または、郵便で提出ください。

※応募作品貼付票は、福祉課、須木・野尻庁舎住民生活課の窓口で配布。また、市ホームページからもダウンロードができます。

※郵送の場合は、募集期間内必着です。

◆提出先

〒886・8501

小林市細野300番地

小林市役所福祉課

「計画表紙募集」係宛て

◆賞・表彰

▼最優秀賞 1点

小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画表紙、賞状、1万円相当のQUOカードか商品券

▼優秀賞 2点

小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画内挿絵など、賞状、5千円相当のQUOカードか商品券

※受賞者は「令和3年度こばやし福祉推進大会」（令和4年2月4日、文化会館で開催）で表彰する予定です。

◆その他

・入賞作品は、「小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画」冊子やホームページなどで原則名前などを公表しますが、公表を希望しない場合は対応します。

・募集実施要領などの詳しいことは市ホームページに掲載しています。

◆申・問・福祉課

TEL 23・0111

FAX 23・4934



農地利用最適化推進委員の募集

農地利用最適化推進委員を募集します。

◆主な業務

農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地等の利用の最適化に関する業務、その他農業委員会の権限に属する業務

◆定数 19名

◆任期 令和4年4月1日～令和7年3月31日

◆報酬

月額4万3千500円

◆被推薦者・応募者の資格 次のすべてを満たす人

・市内に住所がある、または市内で農業経営を行っていること

・市の職員でないこと

・市が設置する他の附属機関の委員でないこと

・地方公務員法第16条（昭和25年法律第261号）に規定する欠格条項に該当していないこと

・過去、現在において農業委員会の活動や市政の推進を妨害したことがないこと

・農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識があること

◆推薦、応募の手続き方法

申込用紙に必要事項を記入し、提出窓口（農業委員会事務局、須木・野尻各庁舎の農業委員会分室）に提出して下さい。

※各様式は、市ホームページからダウンロード、また、各提出窓口でも配布。

①農地利用最適化推進委員推薦書（個人用）

②農業者からの推薦（3名以上の連名）

③農地利用最適化推進委員推薦書（法人又は団体用）

法人・団体からの推薦

④農地利用最適化推進委員応募用紙（自薦用）

自薦による応募

◆募集期間

令和4年1月4日（火曜）～1月31日（月曜）

※土・日、祝日を除く8時30分～17時15分

◆その他

・地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員となります。

・推薦者、被推薦者と応募者の氏名、年齢などを含む情報について募集期間中と募集終了後、ホームページなどで公開します。

●申・問

・農業委員会事務局

TEL 23・0405

・須木庁舎農業委員会分室

TEL 48・3111

・野尻庁舎農業委員会分室

TEL 44・1100

年末年始の休庁・休診

◆市役所（各庁舎・出張所）

12月29日（水）～1月3日（月）

TEL 23 - 1111

◆市立病院（急患を除く）

12月29日（水）～1月3日（月）

TEL 23 - 4711

赤ちゃん誕生記念樹 をプレゼントします

緑の募金運動の一環として、赤ちゃん誕生記念と親子の一生の思い出づくりに「記念樹」をプレゼントします。

◆プレゼント本数

赤ちゃん1人につき1本

◆記念樹の種類

サクラ（ソメイヨシノ）、ハナモモ、ブルーベリー、オリブ、ハナミズキの5種類

◆苗木の高さ 1歳程度

市内に住所を有し、令和3年1月1日～12月31日に赤やんが生まれた世帯

◆受取場所 市役所各庁舎

◆プレゼント時期

令和4年2月下旬予定

※申込者へ別途通知

◆申込方法

官製はがき、ファックスまたはメールに住所・氏名・赤ちゃんの名前・赤ちゃんの誕生日・電話番号・希望樹種・受取希望場所（庁舎）、「赤ちゃん誕生記念樹希望」と明記のうえ応募ください。

また、各担当課窓口で直接受付を行うこともできます。

※申込者は、市役所からの連絡が届いた時点で申し込み確定となりますのでご注意ください。

◆申込期限

令和4年1月28日（金曜）

●申・問

・農業振興課

TEL 23・0333

FAX 23・0334

Mail k_nouson@

city.kobayashi.jp

・須木庁舎地域整備課

TEL 48・3131

FAX 48・2269

・野尻庁舎地域整備課

TEL 44・1100

FAX 44・0649

講座・催し

みやぎツデーマーチ

こばやし霧島連山

絶景ウォーク

霧島連山の絶景を望みながら小林を歩いてみませんか。

市内6か所から参加申込可能です。なお、今大会は、参加者を宮崎県民に限定して実施されます。

◆日程 令和4年2月26日（土曜）・27日（日曜）

（土曜）・27日（日曜）

◆場所

小林市中央ふれあい広場

◆コース

各日30キ、20キ、10キ、5キの4コース

◆参加料（西諸管内特別割）

・一般 1千円

・小中高生 500円

・未就学児 無料

◆申込窓口

小林市観光協会または、市役所各課（商工観光課、スポーツ振興課、健康推進課、須木庁舎地域振興課、野尻庁舎地域振興課）

◆申込締切

令和4年1月31日（月曜）まで

※当日申込はできませんので、ご了承ください。

◆その他

本大会はスポーツ振興くじの助成を受けて開催します。

◆大会ホームページ

www.m-2day.com

●問・商工観光課

TEL 23・1174

のじり生涯学習講座 2つの講座を開催

楽々ヨーガ&気功講座

心も体もすっきり、心身の疲労改善と運動不足の解消をしましょう。

◆日程（全6回・毎週月曜）

令和4年1月24日

～2月28日

◆時間 19時～20時30分

◆参加費 500円

※保険料別途必要

◆場所

野尻町保健福祉センター

◆定員 12人

◆申込締切

令和4年1月11日（火曜）

初めてのDIY講座

やってみれば意外と簡単。手作りの楽しさを味わってみませんか。

◆日程（全2回）

令和4年1月11日（火曜）

令和4年2月15日（火曜）

16日（水曜）

◆時間 10時～12時

◆場所 野尻庁舎大会議室

◆参加費 無料

※材料費別途必要

◆定員 12人

◆申込締切

令和4年2月1日（火曜）

◆共通事項

◆対象 市内在住・在勤の人

◆申込方法

教育部野尻分室窓口か、電話で申し込みください。

◆受付時間

月曜～金曜の9時～17時

※祝日を除く

◆その他

申込み多数の場合は抽選を行い、結果は後日通知します。

●申・問

・教育部野尻分室

TEL 44・1100

水道管を凍結から 守りましょう

水道管の凍結や蛇口の破裂は、気温がマイナス4度以下になると多く発生します。特に凍結しやすい水道管は、戸外でむき出しのところ、日陰や風当りの強いところ、給湯器や元栓のまわり、北向きにある水まわりです。寒さが厳しくなる前に配管を保護するなどして、凍結に備えてください。



●問・上下水道課
TEL 23・0321



保健・福祉

e・カフェに
参加してみませんか

地域の人や認知症の人、その家族など、誰でも気軽に参加して交流を深める場です。

◆e-カフェ開催一覧

地区	日程	時間	場所	参加費
小林	1月12日(水曜)	10時～11時	KITTO小林	無料
	1月26日(水曜)		細野小学校	無料
須木	1月19日(水曜)	10時～11時30分	永田館	無料
	1月26日(水曜)		須木総合ふるさとセンター	無料
野尻	1月19日(水曜)		心愛公民館(紙屋地区)	無料

◆その他 須木総合ふるさとセンターは前日までの予約が必要です。その他の会場は予約不要です。

●問

- ・小林市地域包括支援センター(小林地区)
TEL 25・0707
- ・小林市社会福祉協議会須木支所(須木地区)
TEL 48・2073
- ・のじり地域包括支援センター(野尻・内山地区)
TEL 44・2271

家族介護者の集いに 参加してみませんか

◆日時

令和4年1月8日(土曜)

◆場所

小林市地域包括支援センター

◆内容 懇談会

◆参加費 無料

◆申込み 予約不要

●問

- ・小林市地域包括支援センター
TEL 25・0707



ひきこもり家族会に 参加してみませんか

◆日時

令和4年1月9日(日曜)

13時30分～15時30分

◆場所

小林市社会福祉センター

(別館第1会議室)

◆内容

情報提供、学習会、懇談

●問

小林市社会福祉協議会

TEL 23・3466

案内

固定資産税償却資産と 太陽光発電設備の申告

固定資産税償却資産申告

地方税法341条第4号に規定する償却資産を所有する事業者は、法人・個人を問わず申告する義務があります。

◆地方税法341条第4号に規定する償却資産とは

①土地・家屋を除く事業用の資産(機械類や建築物、備品など)

◆設置者・発電規模別区分 左図参照

【図】設置者および発電規模別課税区分

設置者	10kw以上の太陽光 発電設備	10kw未満の太陽光 発電設備
個人 (住宅用)	課税対象	事業用資産とみなさないため課税対象外
個人 (事業用)	事業の用に供している資産は、発電出力量や全量売電か余剰売電かに関わらず償却資産として課税対象	
法人	事業の用に供している資産なので、個人(事業用)と同じ取り扱いとなり課税対象	

申告方法

エルトックスによる申告、または税務課、須木庁舎住民生活課、野尻庁舎住民生活課窓口、郵送にて申告書を提出ください。

◆申告締切

令和4年1月31日(月曜)

●問

・税務課資産税グループ
TEL 23・0115

太陽光発電設備など

◆申告対象者
令和4年1月1日現在、市内に事業用資産を所有している人
※工場や商店などの経営だけでなく、農業経営、アパート経営、太陽光発電による売電なども含まれますのでご注意ください。

発電量を売電することを目的として家屋の屋根及び土地に設置した太陽光パネル等の設備は、固定資産税(償却資産)の課税対象となる場合があります。この場合、所定の様式にて税務課へ申告が必要になります。申告用紙は税務課にありますので、申告が必要の方は税務課までお問い合わせください。※法人・個人は問いません。

②法人税法または所得税法の規定により減価償却額(費)として申告する資産のうち、次にあげる以外のもの
・所得価格が少額な資産
(例：取得価格が10万円未満または耐用年数が1年未満のもの)
・その他政令で定める資産